

証券ジャパンの約款・規程集（対面取引（IFAを含む。）） 新旧対照表

令和3年9月3日
株式会社証券ジャパン

このたび、令和2年度税制改正において施行された非課税口座の簡易開設手続きについて実際の手続きとの整合性等を図るため、非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款を一部改正したことから証券ジャパンの約款・規程集（対面取引（IFAを含む。））を一部改訂いたします。お客様におかれましては、当該改正内容等をご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

（改正項目）

1. 約款・規程集において「第11章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」の一部を改正します。
2. 本改正は令和3年9月27日の適用といたします。

（改正項目の新旧対照表）

下線部分変更

新	旧
第11章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款	第11章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款
<u>（削除）</u>	<p><u>第9条の8（非課税口座の開設について）</u> <u>当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</u></p>

以上